


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	吉沢 寿子	
件名	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則外8規則		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正され、特定配偶者支援金が創設されたことに伴い、関係する規則を一括して改正するものである。</p> <p>(1) 一部改正する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則（生活福祉課） ②東大和市母子保護の実施に関する規則（子育て支援課） ③東大和市保育料徴収規則（保育課） ④東大和市老人ホームの入所措置等に関する規則（高齢介護課） ⑤東大和市助産の実施に関する規則（保育課） ⑥東大和市組織規則（企画課） ⑦東大和市身体障害者福祉法等の施行に関する規則（障害福祉課） ⑧東大和市会計事務規則（会計課） ⑨東大和市母子保健法施行規則（健康課） <p>(2) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～⑨の規則において引用する法律の題名の改正。 ①の規則の特定配偶者支援金の申請及び支給手続に関する規定の整備並びに市長権限を福祉事務所に委任する規定の整理。 ②の規則における様式の整備、③の規則における「租税特別措置法」の引用条項の改正及び「母子及び寡婦福祉法」の改正に伴う字句の改正等。 <p>(3) 施行日 平成26年10月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 特になし</p>				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済。				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。